**ききょうバス中心市街地線バス車両購入事業　仕様書**

１．事業番号及び事業名

都政購第18号　ききょうバス中心市街地線バス車両購入

２．車種等

（１）日野自動車　ポンチョ（同等不可）

　（２）型式　2DG-HX9JLCE

　（３）エンジン出力　132ｋW(180PS)

　（４）乗車定員32人（座席17立席14乗務員1）

（５）5速ＡＴ車

３．外部塗装等

（１）本市の指定するデザインに応じた塗装等をすること。デザイン案については市から提示するため協議に応じること、なお、令和元年度に購入した車両のデザインは別紙のとおりであるため参考とすること。

４．台数

（１）１台

５．納入期限

（１）令和８年３月３１日

　　　　※納入期限に関わらず、可能な限り早期納入すること。

６．諸費用

（１）自賠責保険料、登録諸費用等を含む

７．納品場所

（１）多治見市笠原町２８１５－８（東濃鉄道㈱多治見営業所）

８．その他

（１）バスは乗合登録して使用する為、それに係る諸法令に適法な仕様であるとともに、すぐに使用できる状態で納品すること。

　（２）不明な点や詳細については、都市政策課、東濃鉄道株式会社と十分打ち合せすること。

９．秘密の保持

（１）多治見市の情報資産の機密性、完全性及び可用性を維持するため、多治見市情報セキュリティ基本規程（平成１５年訓令甲第１５号）等に規定した条項に基づき、業務を行うものとする。

（２）本業務を遂行する上で知り得た情報は目的以外には使用せず、また、第三者へ一切漏洩しないこと。

10．環境配慮

（１）本業務の履行にあたっては、グリーン購入法に基づく作業の実施など環境に配慮した行動を徹底すること。また成果品についてはグリーン購入対象製品、リサイクル製品などの使用に努めること。

（２）事業全般に渡ってアイドリングストップによる自動車排ガスの低減、省エネルギーなど地球温暖化防止に努めること。

11．妨害又は不当要求に対する通報義務

（１）受注者は契約の履行に当たり、暴力団関係者等から事実関係及び社会通念等に照らして合理的な理由が認められない不当もしくは違法な要求を受けた場合又は契約の適正な履行を妨害された場合は警察に通報しなければならない。なお、これらの不当介入を受けたにも関わらず通報しない場合は指名停止措置を講じることがある。

（２）受注者は暴力団等による不当介入を受けたことに起因して履行期間内に契約内容　を完了することができないときは、発注者に対して履行期間の延長を請求することができる。